

家族法制部会第9回会議・議事速報

2021年11月16日、法制審議会・家族法制部会の第9回会議が、法務省内で開催された（ウェブ会議システムを併用して実施）。今回もほぼ全ての委員・幹事が出席して、大村敦志部会長の進行のもと、議事が進められた。

本会議では、第8回会議に引き続き、部会資料9-1（部会資料8と同じ内容のもの）に基づき、未成年者を養子とする養子制度を中心として、養子制度全般に関わる論点について調査審議が行われた。

そこでは、①未成年者を養子とする養子縁組（以下「未成年養子縁組」という。）における家庭裁判所の許可の在り方、縁組時における全ての父母の関与の是非など未成年養子縁組の成立に関する規律、②縁組後の親権・相続権・扶養義務の在り方など未成年養子縁組の効果に関する規律、③未成年養子縁組の離縁に関する規律について取り上げられ、委員・幹事による幅広い意見交換が行われた。

その中では、例えば、①の家庭裁判所の許可の在り方について、子の利益の観点から、いわゆる連れ子養子縁組や孫養子縁組のように自己又は配偶者の直系卑属を養子とする場合にも家庭裁判所の許可を必要とすべきであるといった意見が出された一方で、未成年養子縁組全件につき、家庭裁判所の許可を必要とする意義は乏しいのではないかとといった意見などが出された。また、①の縁組時における全ての父母の関与の是非について、（現行法では、親権も監護権も有しない別居親の関与は不要とされているところ）別居親も縁組に何らかの方法で関与させるべきではあるが、その関与方法については更に検討が必要であるといった意見が出された一方で、別居親が縁組の可否を適切に判断することは困難ではないかという慎重な意見などが出された。また、②について、養子が相続権を有しない類型の養子縁組にニーズがあるとしても、養子・実子間で、相続権の有無という差異による偏見が生じるおそれがあることに留意すべきであるといった意見や、養親に第1順位の扶養義務を負わせるべき場合もあれば、いわゆる孫養子縁組の場合のように、縁組後も実親に第1順位の扶養義務を負わせるべき場合も想定されるため、その点を踏まえて、扶養義務の優劣に関する規律を検討すべきであるといった意見、離婚後に子と同居する父母の再婚相手が、父母の子と養子縁組しない場合においても、その再婚相手による子の養育に関する規律を設けるべきであるといった意見などが出された。さらに、③について、未成年養子縁組の離縁の場合にも家庭裁判所の許可を必要とすべきであるといった意見が出された一方で、養親・養子の双方が離縁に同意しているにもかかわらず、家庭裁判所が不許可とすべき事案は想定し難く、離縁時に家庭裁判所の許可を必要とする意義が乏しいのではないかとといった意見などが出された。

次の会議では、財産分与制度に関する論点の検討を行うこととされた。

※本速報は、事務局の責任で、部会の議事結果のあらましを、速報として、日本語・英語で随時に提供するものである。追って、議事録（日本語）を公開する予定である。